

## 令和元年度（2019年度）宇城地域振興局樹木管理業務委託仕様書

- 1 委託業務名 令和元年度（2019年度）宇城地域振興局樹木管理業務委託
- 2 履行場所 宇城市松橋町久具400-1
- 3 委託期間 契約日の翌日から令和2年（2020年）3月2日まで

### 第1 一般事項

- 1 本業務は、宇城地域振興局敷地内の樹木等の維持管理を対象とする。
- 2 この仕様書は、業務の基本を示すものであり、状況に応じ軽微なもの、又は、設計書に記載されていない事項であっても管理上必要なものについては、当局担当職員の指示に従い、異議なく実施すること。
- 3 作業は、業務実施計画書に従い実施するものとするが、職員の執務等に支障をきたさないよう、現場責任者が当局担当職員と打ち合わせのうえ、施工すること。
- 4 受託者の過失により生じた物件の棄損は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、契約後、第2の2～5に記載の各作業内容を表にした業務実施計画書を提出すること。（参考例あり）
- 6 一部再委託を希望する場合には、担当者と協議のうえ、再委託届を提出し、事前に承諾を得ること。（参考例あり）
- 7 受託者は、作業従事者を把握し、作業員の事故等は受託者の責任において対処すること。
- 8 受託者は、作業実施後は、業務完了報告書を提出すること。（参考例あり）
- 9 受託者は、契約書を作成すること。
- 10 契約にあたっては、委託者が定める期間内に、受託者は契約保証金を納付すること。

### 第2 樹木管理

- 1 管理対象

高木（幹周り＝60cm以上）	8本
高木（幹周り＝60cm未満）	27本
中木	16本
生垣（高さ1.5m以上）	27m
低木	306㎡
- 2 剪定
  - (1) 年間実施回数

高木、中木	委託期間中1回
生垣、地被、中低木、寄せ植え（機械刈り）	委託期間中1回
  - (2) 注意事項
    - ア 剪定は、樹形のバランスを考慮し、不用の枝は、付け根から切り取る。また、枯れ枝、破損枝も切除すること。
    - イ 刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意して実施すること。

ウ 刈り取った枝葉は、速やかに処理し、特に枝葉が残らないように周辺の清掃を行うこと。

### 3 樹木伐採

高木、中木など計14本について地面から30cm程度を残し伐採すること。

※詳細は、契約後に発注者と協議。

### 4 樹木施肥

(1) 年間実施回数 委託期間中1回

(2) 注意事項

ア 所定の施肥量を、むらのないよう均一に散布すること。

イ 散布に際しては、天候の条件等を考慮し、最も効果的な方法で実施すること。

### 5 害虫防除

(1) 年間実施回数 委託期間中1回

(2) 注意事項

ア 病虫害防除については、作業前に薬剤の検査を受けること。

イ 薬剤の使用については、農薬取締法等関連法規及び使用基準を遵守し安全の確保に十分注意すること。

ウ 散布方法は、それぞれ病虫害の特性に応じた効果的な方法で行うこと。

エ 薬剤によっては、来庁者及び周辺住民等の方々に事前周知を行うこと。

オ 散布に際しては、天候の条件を考慮して実施し、対象植物以外にかからぬよう十分注意すること。

カ 散布量は、指定の濃度に正確に混合し、枝葉の部分にむらなく散布すること。

キ 散布作業は、人体への影響を考慮し、被服、手袋、マスク等で完全に防備すること。

ク 薬害の疑いがある場合は、監督員に報告し、適切な措置を講ずること。

ケ 効果測定は、効果が最も顕著な時期に当局担当職員の検査を受け、効果がない場合は、補正散布すること。

## 第3 残材の搬出・処理

作業により発生する枝・葉・幹等の残材の搬出及び処理に係る費用は、受託者の負担とする。

なお、残材の処理については、各市町村の定める処理基準に基づき、適正に処理すること。

## 第4 その他

熊本県宇城地域振興局 総務振興課 総務調整班 担当：小林、末藤

住所 〒869-0532 宇城市松橋町久具400-1

電話 0964-32-2051

(参考例)

# 業務実施計画書

令和 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

受託者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

予定 ——

作業内容	10月	11月	1月	2月
剪定				
伐採				
施肥				
害虫防除				

(参考例)

## 再委託届

令和 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

受託者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記のとおり一部を再委託したいので、承認をお願いします。

### 記

1 委託業務名

2 履行場所

3 履行期間

令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで

4 再委託内容

(1) 再委託者

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

(2) 再委託の業務内容

(3) 再委託の理由

(参考例)

## 業務完了報告書

令和 年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

令和元年度（2019年度）宇城地域振興局樹木管理業務委託について、下記のとおり業務を完了しましたので報告します。

### 記

1 完了年月日 令和 年 月 日

2 履行場所 熊本県宇城地域振興局敷地内（宇城市松橋町久具400-1）



## 令和元年度（2019年度）宇城地域振興局樹木管理業務委託契約書

委託者熊本県（以下「委託者」という。）と受託者（以下「受託者」という。）とは、令和元年度（2019年度）宇城地域振興局樹木管理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

### （総則）

第1条 委託者は、宇城地域振興局樹木管理業務（以下「業務」という。）の実施を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

### （業務内容）

第2条 前条の規定により委託者が受託者に委託する業務の内容は、別紙令和元年度（2019年度）宇城地域振興局樹木管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### （委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

### （委託期間）

第4条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和元年（2019年） 月 日（契約日の翌日）から令和2年（2020年）3月2日までとする。

### （契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金として金 円を委託者に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付けない。

3 第1項の契約保証金は、第16条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 委託者は、受託者がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、第1項の契約保証金を委託者に帰属させることができる。

5 委託者は、受託者がこの契約により生ずる義務を履行したときに、第1項の契約保証金を還付するものとする。

### （権利義務の譲渡等）

第6条 受託者は、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第7条 受託者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

(業務実施計画書の作成等)

第8条 受託者は、円滑に業務を実施するためこの契約の締結後速やかに、仕様書に基づいて業務実施計画書を作成し、委託者に提出するものとする。

(仕様に不適合の場合の措置)

第9条 委託者は、受託者の実施した業務が仕様書に適合していないと認めるときは、受託者に対し、業務の補正を命ずることができる。この場合において、当該補正に要する費用は、受託者の負担とする。

(損害賠償)

第10条 受託者は業務の実施にあたり委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によって当該損害が生じた場合は、この限りでない。

(報告書等の提出)

第11条 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書(以下「報告書」という。)を委託者に提出しなければならない。

(委託料の支払)

第12条 受託者は、前条の規定による報告書を提出し、委託者の検査に合格したときは、遅滞なく支払請求書を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、第1項の支払請求書が正当であると認めるときは、その書類を受理した日から30日を経過する日までに委託料を受託者に支払わなければならない。

(遅延利息)

第13条 委託者は、委託料を前条第2項に規定する期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未支払額について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を受託者に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委託者の解除権)

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者が正当な理由なく委託期間内にこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 受託者がこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 受託者の業務が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(4) 受託者がこの契約及び仕様書に定める事項に違反したとき。

(5) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。



- ア 受託者が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
- イ 受託者の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。）が受託者若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- ウ 受託者の役員又は使用人が受託者の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、委託者に委託料の100分の10に相当する違約金を支払うものとする。

（談合その他不正行為による委託者の解除権）

- 第15条 委託者は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- （1）公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- （2）公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定にする納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- （3）受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（賠償の予約）

- 第16条 受託者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の100分の20に相当する金額を支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、前条第1項第3号のうち、受託者に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額及び第14条第2項に規定する違約金の合計額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

- 第17条 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後も、同様とする。

（従業者の事故）

- 第18条 業務の実施に関して生じた受託者の従業者の事故については、委託

者は、その責めを負わないものとする。

(報告及び調査)

第19条 委託者は、委託中及び委託期間の終了後において必要と認める場合は、受託者に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 受託者は、委託者が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

(疑義等の解決)

第20条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和元年（2019年） 月 日

委託者 熊本県  
代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫

受託者